

25日の記録的な大雨 なぜ京田川や藤島川が氾濫状態に

7月25日(木)からの記録的な大雨により、排水が追いつかず、各地で内水氾濫が起きました。

藤島地域では、京田川が千原、関根、樺、三和で大きく越水し、住宅の床下浸水が多数発生、一部で床上浸水

も起こり、転作大豆など農作物にも甚大な被害が出ました。藤島川でも、長沼上

新田と温泉町内会の近

くが、25日18時30分頃に越水し、住宅地に流れていきました。内水氾濫は雨による透明な水ですが、河川の越水は泥水で、引いた後の清掃が大変です。記録的な大雨になる

と、なぜ京田川や藤島川が氾濫状態になるのか。

藤島川と京田川は三川町落合で合流し、さらに最上川と、河口付近の酒田市宮野浦で合流し、海に流れます。最上川の流量が増大した場合に、京田川の放流が停滞するという

意見もあります。また、藤島川は比較的早く引いたのに、京田川はなぜ引きが遅かったのか、

令和2年7月の大雨と比べ、時間最大雨量が44ミと今回の55ミ、最大累加雨量は126ミと今回の216ミと、大きな違いが生じ、特に上流の添川から京田川に流れる流量が大きかったという意見もあります。



京田橋の下流は堤防が高く河川改修済で、上流の三和は護岸工事中



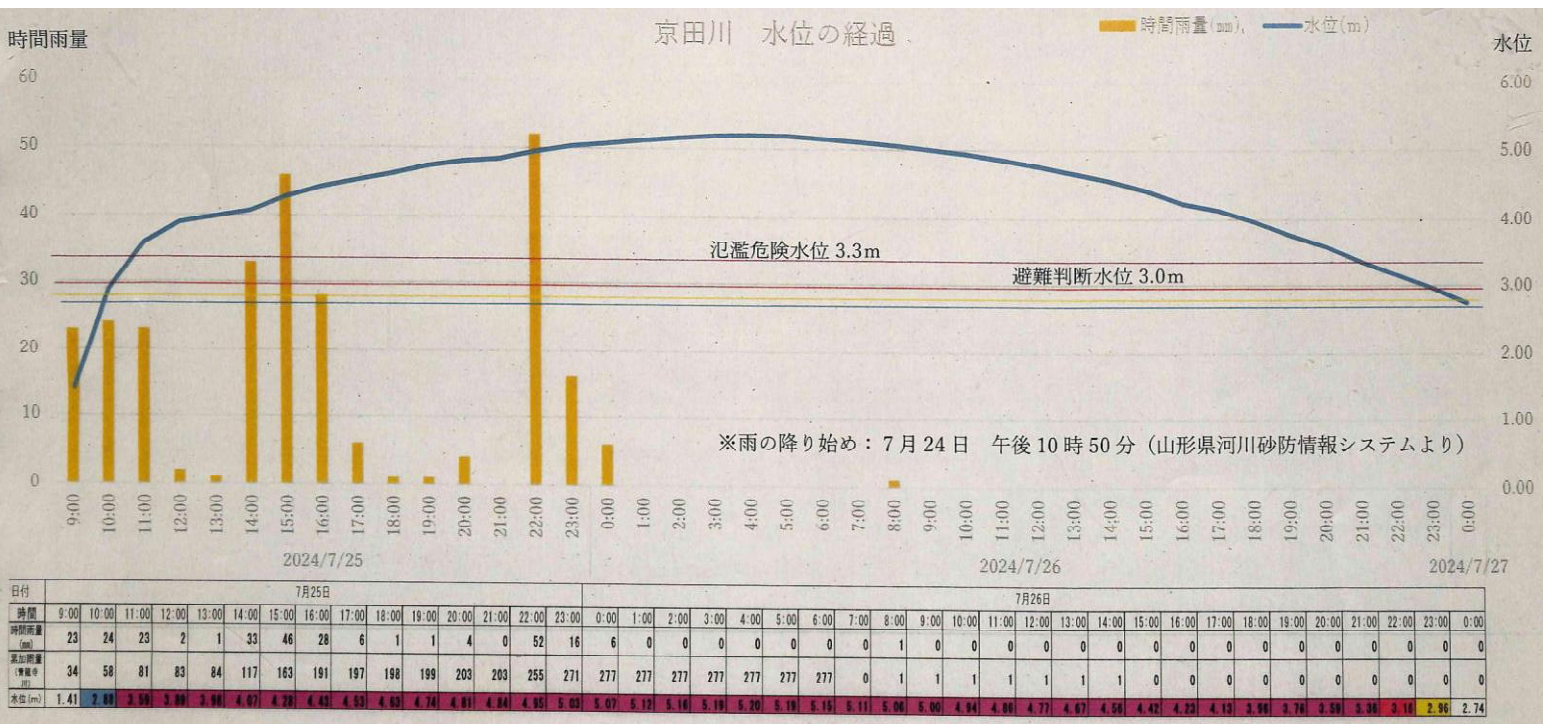
京田川と最上川の合流地点 (河口付近の酒田市宮野浦)

(1面から続く)

京田川(三和)は、
氾濫危険水位3・3m
を1・38m超える最高
水位4・68m (25日18

時30分)を記録、

藤島川(藤島)は、
氾濫危険水位4・2m
を2・68m超える最高
水位6・88m (25日18



時40分)でした。

上図の京田川の水位
情報を見ると、避難判
断水位3・0mを超え
たのが10時、その1時
間後に氾濫危険水位
3・3mを超え、短
時間に避難指示の判
断が迫られました。



長沼上新田と温泉町内会付近で、藤島川が25日18時20分頃越水

諺ルモノ往々アルガ如シ(略)」と述べている。

「聖旨」「御旨意」など
と最高の敬語を使い、
冒頭から天皇ノ意に「乖
ク勿レ」と天皇への臣
従を説く。彼自ら酒田
巡幸の総本締の一人に
なっている。

啓蒙家・福沢諭吉は、
日本国は至強(将軍)と
至尊(天皇)がおつて安
定すると述べ、植木は
民衆の自由権、それを
守る革命権などの2本
柱で国憲案はできてい
るという。

「皇帝」の強大な行



事故証明書 3

事故は、T字路の角
から5mじゃきかなか
ったのは肯定した。じ
ゃナンmだ？には、m
が書いていないと言う。
それでは場所の特定が
出来ないだろう。写真
も何枚も撮っているこ
とには、はっきりした
返事がないが、事故の
字地番を強調するんだ。
調べなくても、吹っ飛
ばされた場所だもの、
判るはずだ。

▲車がT字路で曲がっ
てきて、後から来てパ
イクにぶつつかかるまで、
並行して走っていた。
同一方向に向かつて進
行中の車両間において、
後車が前車に衝突した
ことになるだろう。つ
まりこれは「追突」だ。
これにも、T字路から
曲がってきたのだから
「追突」ではない、「出
会い頭の衝突」と言う
んだ。それなら、何メ
ートル走って何が？。

政・軍事の「大権」が、
両者ともに確に規定さ
れていることである。
すなわち、「上民」の
徹底した「自由権利」
規定と、「立法権」の優
先権、その工程。「皇帝」
の強大な「兵権」と行
政権の規定が、枝盛の
「国憲案」を構成する
二大双柱であることは
明らかである。



「大元帥・明治天皇」

▲あくだこくだで30分
以上もやりあったが、
これは現場に行つた事
故処理者の判断だ。こ
れは動く事はないト。
誰か弁護士でも・と言
うから、こんだことで
弁護士かあげねてもい
ろ。なにかあれば弁護
士にでも・だつてサ。
誰に何を言われても、
俺の見立ては「追突」
だ。

▲警察という組織は、
悪かったとか謝るなん
てことを知らない組織
だと知っているから、
これで終わりにするが、
例えば、事故証明書の
丸印が「追突」につい
ていたら、まるつきり
裁判が変わっていただ
らうと推定されるんだ。

▲裁判官が言うに、交
差点での接触は日常多
くあることで、もう世
間では7対3で決まっ
ていると言うんだ。証
拠写真がニセだから見
積額も違う・には、耳
も貸さなかったつけ。

(石川)

東田川史跡物語 明治前・中期の天皇観 青山 崇

この当時の天皇観を
見るため、幕末の政局
を簡単に書く。

尊王運動が高まる中、

1867年に将軍・徳
川慶喜が天皇に太政奉
還し、藩も版籍奉還し
た。

朝廷はこの2ヶ月後、

王政復古の大号令を発
し、摂関・武家政治を
止め、古代の天皇親政
に復古すると宣言した。

これらによって、天
皇は名実ともに日本の
統治者となった。

この歴史的事実によ
って、ほとんどの者は
天皇を認め、称賛する
者もいた。

地元民権家・森藤右
衛門は、自分が主宰す
る『両羽新報』(明治14
年7月)の論調に、「聖
旨ニ乖(な)く(な)ク勿(な)か
レ、他県ノコトハイザ
知ラズ我山形県内ニ於
テハ、今回我明治天皇
ノ北巡遊ナサルタニ際
シ或イハ其ノ御旨意ヲ